2023. 3 発行　Vol.30

LL紙パック リサイクル推進研究会便り

エコプロ 2022 に出展協力／情報共有化勉強会を録画配信形式で実施

アルミ付紙パックの回収拡大ポスターを作成し、小売店店舗内に貼付

LL 紙パックリサイクル推進研究会（略称「LL 研」）の 2022 年度後半の活動であるエコプロ 2022 への出展協力と情報共有化勉強会（録画配信形式で実施）について報告します。また、以前から検討を進めてきたアルミ付紙パックの回収拡大ポスターがスーパーの店舗内に貼付されたことについてもお知らせいたします。

エコプロ 2022 へ出展協力

日本最大級の環境展示会であるエコプロ 2022（主催：一般社団法人サステナブル経営推進機構、日本経済新聞社）が、2022 年 12 月 7 日(水)から 9 日(金)までの 3 日間、「環境問題と SDGs に向き合い持続可能な社会へ」をテーマに東京・有明の東京ビッグサイトで開催されました。今年は環境や自然災害対策などの総合展示会「SDGs Week EXPO」のなかでひとつの展示会として開かれ、SDGs Week EXPO 全体では 496 社・団体が出展し、3 日間の入場者数は 61,541 人でした。

当研究会は、本年度も「集めて使うリサイクル協会/印刷工業会」のブースへの出展協力を行いました。アルミ付紙パック（LL 紙パック。以下、「アルミ付」といいます）の特徴である「主な原料は紙」「アルミを使用しているため長期常温保存が可能になり食品廃棄物削減に繋がる」「トイレットペーパーやティシュペーパーなどにリサイクルできる」ことをわかりやすくお伝えし、少ないながらもアルミ付を回収している自治体や小売店が増えてきている

ブース全景

LL 研展示パネル

現状をお話ししました。展示パネルには「アルミ付紙パックの回収・リサイクルにご協力ください」と大きく表示して展示の趣旨をお伝えしました。アルミ付のリサイクルに強い関心を持ち詳しくお話を聞いていただいた方に、回収拠点検索サイトをお知らせするリーフレットやリサイクル事例集をお渡ししました。

アルミ付のうちスーパーなどでよく見かけるものは野菜やフルーツのジュース、緑茶や紅茶、豆乳などです。200～330ml 程度の小さいサイズのものから、1000ml の大きいサイズのものまで様々な容量のものがあります。当日はこれらのうちの一部の商品をサンプルとして展示しました。

来場者にお話を伺うと、アルミ付紙パックはリサイクルできないと思っていた、酒パックのなかにも牛乳パックと同じマーク（識別マーク）がついているものがあるのを初めて知った、といった声がありました。アルミ付を回収している市区町村や小売店の具体例を挙げると、近くで集めていることがわかったので、今後はリサイクルに出すようにしますとのお返事がありました。

本年度は紙パックに使用されているプラスチック製キャップや注ぎ口をどのように処理したら良いかという質問を多く受けました。必ずしも統一されているわけではないので、市区町村が各戸に配布している「ごみ・リサイクルに関するお知らせ」や小売店の回収ボックスなどに記載されている方法に従ってくださいと説明すると、これまであまり意識していなかったが、これからは注意して見てみますといったお返事をいただきました。また、飲料以外ではどのようなものに紙パックが利用されているのかといった質問もあり、脱プラスチックとの関係で紙容器に対する関心が高まっているようにも感じました。

多くの方にご来場いただきました

アルミ付も回収しているスーパーの多くはアルミなし紙パックとアルミ付を一緒に回収しており、そうしたスーパーに設置された回収ボックスには「アルミ付紙パックも回収しています」などと書かれたステッカーが貼られているケースが多いことがあまり知られていないことから、本年度のパネルには、一緒に回収していることがわかる回収ボックスの写真を掲載しました。

飲み終わった後のアルミ付紙パックは貴重な再生紙原料となります。このことをより多くの方に知っていただき、リサイクルにご協力いただけるよう、引き続きウェブサイトやリーフレットなどによって情報発信をして参ります。ブースにお立ち寄りくださった皆様、ありがとうございました。

情報共有化勉強会開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年度も会場での情報共有化勉強会実施は見送り、会員限定かつ期間限定での録画配信方式で 2023 年 3 月に実施しました。講師と主な講演内容は下記のとおりです。

◆LL 研の活動紹介［LL 研座長/キリンホールディングス株式会社　　別所 孝彦］

LL 紙パックの特徴のほか、LL 研の歩み、主な活動についての話がありました。

◆容リ法の基礎と最新情報［印刷工業会液体カートン部会環境委員長/大日本印刷株式会社　　國弘武嗣氏］

容器包装リサイクル法に関する基本的な事項のほか、その周辺状況として、2022 年 4 月 1 日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）についてもお話しいただきました。

◆アルミ付紙パックのマテリアルフロー（2020 年度実態）［LL 研事務局/株式会社ダイナックス都市環境研究所　　有間　俊彦］

2020 年度におけるアルミ付紙パックの回収率の状況やその推計方法、課題などについての説明がありました。

回収拡大ポスター作成と小売店店舗内への貼付

LL 紙パックリサイクル推進研究会では、アルミ付紙パック（内側が銀色の紙パック）もリサイクルできることを多くの方にお伝えするためのポスターを作成しました。このポスターでは豆乳やジュース、日本酒などのアルミ付紙パックがトイレットペーパーなどにリサイクルされることをわかりやすく伝えています。

既に 2022 年 12 月からスーパーマーケットのライフの店舗で、アルミ付紙パックとアルミなし紙パックを混合回収している回収ボックス付近に貼付されています。

このポスターが貼付されているスーパーをはじめとして、一部のスーパーではアルミ付紙パックも店頭回収が行われており、トイレットペーパーやティシュペーパーなどの家庭紙にリサイクルされています。ポスターの有無にかかわらず、アルミ付紙パックを回収しているスーパーや生協、市区町村の回収場所を見かけましたら、ぜひ回収にご協力ください。

アルミ付紙パックの回収拡大に向けたポスター

ライフ店舗にポスターを貼付していただきました

再生可能な資源である LL 紙パックをより有効に利用するためのリサイクル促進に、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。また、LL 紙パックのリサイクル事例に関する情報がありましたら、お寄せください。

LL 紙パックリサイクル推進研究会
http://ll-pack-recycle.org/
座　長　　別所　孝彦
（キリンホールディングス株式会社）

事務局　――――――――――――――――――――
株式会社ダイナックス都市環境研究所　有間
東京都港区西新橋 3 丁目 15-12

LL 紙パックリサイクル推進研究会 会則

平成 20 年 4 月 1 日制　　定
平成 29 年 2 月 24 日最終改正

第1章 総則

（名称）
第1条　本会は、LL紙パックリサイクル推進研究会と称する。
（事務所）
第2条　本会は、主たる事務所を東京都に置く。
（目的）
第3条　本会は、資源・エネルギーの有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に、LL紙パックのリサイクルについて、調査・研究及び会員間の啓発を行うことを目的とする。

第2章 事業

（事業）
第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一　LL紙パックのリサイクルのための調査・研究
二　LL紙パックについての環境情報の普及・啓発
三　前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

（構成）
第5条　本会の正会員はLL紙パックを利用もしくは製造する企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）またはLL紙パックのリサイクルを実施もしくは推進している企業、団体とし、本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入したものとする。
2 本会の賛助会員はLL紙パックリサイクルを実施又は推進している企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）の中で、古紙回収業、再生紙製造業等に携わり、本会の目的に賛同し、所定の賛助会員会費を納入したものとする。
（入会）
第6条　本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。
（退会）
第7条　会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって座長に届け出なければならない。
（役員及び定数）
第8条　本会に次の役員等を置く。
座長1名　副座長2名　監事1名　運営委員（座長、副座長、監事を含む）5名以上10名以内
（役員の選任・会務）
第9条　運営委員は正会員の自薦、他薦とする。
2 運営委員会において運営委員のうちから座長、副座長、監事を互選する。
第10条　役員の会務を次の通り定める
一　座長は本会を代表し会務を統括する。
二　副座長は座長を補佐し、座長が会務に支障のあるときは、その職務を代理する。
三　監事は本会における各年度の会計報告を監査する。
（役員等の任期）
第11条　本会の役員等の任期は1年とし、再任を妨げない。退職・異動等の事情による任期途中の役員等の交代については退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

第4章 運営および会計

（事業年度）
第12条　本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日とする。
（会員全体会議）
第13条　本会の事業運営に関し、運営委員会を経て決議した予算及び計画を会員に報告するため、会員全体会議を開催する。
2　会員全体会議は原則として年1回、座長が招集する。
3　会員全体会議の議長は座長が行う。但し、議長を副座長若しくは運営委員から座長が指名することが出来る。
（運営委員会）
第14条　本会の予算及び計画をはじめとする事業に関し審議するため、運営委員会を開催する。
2　運営委員会は原則として年3回、座長が招集する。但し、座長が必要と認めるときは、臨時運営委員会を招集することができる。
3　運営委員会の判断により、運営委員会内に各種部会をおくことができる。
4　運営委員会の議長については第13条第3項の規定を準用する。
5　運営委員会の成立には、委員総数の半数を超える委員が出席することを必要とする。やむを得ない事情で出席できない運営委員は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。
（会費）
第15条　会費は運営委員会において決議し、書面にて会員に通知する。
2 各会員は本会からの請求に基づき、期日までに会費を納入しなければならない。
（事務局）
第16条　本会に、事務を処理するため事務局を置く。
（会則の変更）
第17条　この会則に規定のないものの追加、会則の修正等が必要な場合は、運営委員会で検討の上、定める。会員全体会議にて会員に報告する。

附　則　この会則は平成20年4月1日から施行する。
附　則　この会則は平成21年4月1日から施行する。
附　則　この会則は平成22年4月1日から施行する。
附　則　この会則は平成26年4月1日から施行する。
附　則　この会則は平成27年4月1日から施行する。
附　則　この会則は平成28年5月18日から施行する。
附　則　この会則は平成29年4月1日から施行する。

No.	区分	会社名/団体名	No.	区分	会社名/団体名
1	正会員	株式会社伊藤園	17	正会員	大日本印刷株式会社
2	正会員	カゴメ株式会社	18	正会員	東京製紙株式会社
3	正会員	キッコーマンソイフーズ株式会社	19	正会員	凸版印刷株式会社
4	正会員	キリンホールディングス株式会社	20	正会員	日本製紙株式会社
5	正会員	熊本県果実農業協同組合連合会	21	正会員	日本テトラパック株式会社
6	正会員	ゴールドパック株式会社	22	正会員	北越パッケージ株式会社
7	正会員	四国化工機株式会社	23	正会員	ウエストロックアジア株式会社
8	正会員	名古屋製酪株式会社	24	正会員	印刷工業会
9	正会員	日世株式会社	25	正会員	一般社団法人全国清涼飲料連合会
10	正会員	株式会社ふくれん	26	正会員	日本豆乳協会
11	正会員	マルサンアイ株式会社	27	正会員	一般社団法人日本乳業協会
12	正会員	明治ホールディングス株式会社	28	賛助会員	コアレックス信栄株式会社
13	正会員	森永乳業株式会社	29	賛助会員	株式会社日誠産業
14	正会員	株式会社ヤクルト本社	30	賛助会員	丸富製紙株式会社
15	正会員	雪印メグミルク株式会社	31	賛助会員	株式会社山田洋治商店
16	正会員	石塚王子ペーパーパッケージング株式会社	32	賛助会員	株式会社米田商店